

すこやか家族の

令和8年度

介護保険 ガイド



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGs 未来都市 郡山市



こちらから介護保険ガイドを
ダウンロードできます。

介護保険制度改正について

令和8年4月より

●介護保険料の算定方法等が一部変更

老齢基礎年金(満額)の支給額変更に伴い、介護保険料を算定する際の基準額が見直され、所得段階の「第1段階」と「第2段階」及び「第4段階」と「第5段階」を区分する所得の基準額が「80万9,000円」から「82万6,500円」に変更となります。

また、令和7年度税制改正に伴い、給与収入が「55万1,000円以上190万円未満の方」について、令和8年度の介護保険料算定方法に変更があります。(→28~29ページ)

令和8年8月より

●介護保険施設を利用したときの負担軽減における基準額の変更及び負担限度額の一部が変更

所得の低い人が介護保険施設を利用したとき、食費・居住費の軽減を区分する所得の基準額が「80万9,000円」から「82万6,500円」に変更となります。

また、利用者の負担段階のうち、3段階の①の食費と3段階の②の食費・居住費の負担限度額が変更となります。(→26ページ)

●高額介護サービス費の自己負担における基準額が変更

高額介護サービス費において、個人の自己負担上限額を区分する所得の基準額が「80万9,000円」から「82万6,500円」に変更となります。(→27ページ)

介護職員が安心して働くことができる環境づくりに ご理解とご協力をお願いします

介護サービスの利用者が増加する中で、一部の利用者やご家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントなどが発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員が安心して働くことができる環境をつくるだけでなく、利用者の皆さまに、より良いサービスを継続して利用していただけることにもつながります。ご理解とご協力をお願いします。

も く じ

●介護保険制度のしくみ	4
●サービスを利用するには	6
サービス利用の流れ	8
ケアプラン作成からサービス利用まで	10
●利用できるサービス	12
介護サービス	12
介護予防サービス	16
地域密着型サービス	18
福祉用具貸与・販売、住宅改修	20
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	22
●利用者負担について	24
在宅サービスの費用	24
施設サービスの費用	25
自己負担が高額になったとき	27
●介護保険料について	28
●その他の介護予防・生活支援サービス	32
●高齢者あんしんセンターのご案内	38

介護保険制度のしくみ

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じた介護保険サービスを利用できる制度です。

加入者のみなさん(被保険者)

65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

サービスを利用できる方

老化が原因とされる**特定疾病***(5ページ)が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

- 介護保険料の納付
- 要介護認定の申請
- 事業対象者の申請

- 保険証の交付
- 要介護認定
- 事業対象者の決定

高齢者あんしんセンター (38ページ参照)

- 高齢者や家族の相談に応えます。
- 介護予防や自立支援を行います。
- 虐待防止など権利擁護に取り組みます。
- ケアマネジャーの指導・支援を行います。

ケアマネジャー

- 要介護認定の申請や更新手続きを代行します。
- ケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡調整を行います。

市区町村(保険者)

- 保険者として介護保険制度を運営します。
- 保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- 要介護認定を行います。
- 介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



介護報酬の支払い
介護報酬の請求

サービス事業者

- 行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- 在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- 事業者の指定は6年ごとの更新制です。



●さまざまな相談

●相談を受け支援

●ケアプランの作成依頼
●サービスに関する相談

●ケアプランの作成
●相談を受け支援

●サービスを利用し、費用の1～3割を支払う

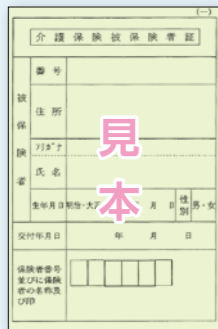
●サービスの提供

介護保険証と介護保険負担割合証

■介護保険証

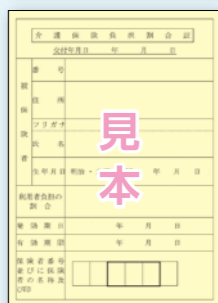
介護保険の保険証(介護保険被保険者証)は、被保険者一人に一枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

※転入や転居により住所が変更になった場合には、住所変更等の手続きをお願いします。
施設等に入所のため転入時、直接、施設に住所を移された場合「住所地特例」となり、保険者は転入前の市町村となります。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。



■介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要支援・要介護またはサービス事業者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に保険証と一緒に提示してください。



*特定疾病は以下の16種類が定められています。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービスを利用するには

介護（介護予防）が必要になった方は、市に申請し、「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」といった認定結果は、訪問調査や審査・判定などを経て、申請から原則30日以内に通知されます。

① 相談・申請

(→P8)

高齢者がお住まいの地区を担当する高齢者あんしんセンターまたは、介護保険担当窓口で相談します。希望するサービスがあれば、伝えるようにしましょう。

- 介護（介護予防）サービスを利用したい方は、「要介護認定」の申請をします。

② 要介護認定の調査・判定

(→P8)

心身の状態などを調べます

■ 訪問調査

市の職員等が、心身の状態を調べるため、本人や家族などにお話をうかがいに訪問します。

※入院中の方の場合、感染症防止のためオンラインにより、調査を行う場合があります。

■ 主治医の意見書

申請時に記入された主治医に意見書の作成・提出を依頼します。

判定・審査を行います

■ コンピュータ判定（一次判定）

聞き取ったデータを入力して行います。

■ 介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

③ 認定結果の通知

(→P9)

認定結果は、原則として申請から30日以内に、市から通知されます。

要支援または要介護と認定された方には「介護保険負担割合証」が交付されます。

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

要支援1

要支援2

非該当（自立）

④ サービスの利用

(→P10)

ケアプラン（介護〔介護予防〕サービス計画）に基づいてサービスを利用します。利用に際しては、原則として費用の1割～3割が自己負担となります。

介護サービス



介護予防サービス



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

生活機能の低下がみられた方

自立した生活が送れる方

③' 基本チェックリストを受ける

本人の状況を確認しながら基本チェックリスト（7ページ参照）を実施します。「介護予防・生活支援サービス事業」の対象外と判断された場合には、「一般介護予防事業」を利用できます。

「基本チェックリスト」を受ける必要がある方

- 要介護認定で非該当となった方で、介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する方



用語解説▶基本チェックリスト

基本チェックリストとは、要介護状態になるおそれがないかを調べるための25の質問事項です。生活機能が低下したかどうかを早期に把握し、総合事業につなげます。

サービスを利用するには

サービスを利用するには

サービス利用の流れ

① 相談・申請

介護保険サービスを利用するためには、「要介護・要支援認定」の申請が必要です。まずは市の要介護認定申請窓口（介護保険課、各行政センター・連絡所、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター）で申請の手続きをしてください。本人または家族が申請する以外に、**成年後見人、高齢者あんしんセンター***や**居宅介護支援事業者、介護保険施設**などに代行してもらうこともできます。

*高齢者あんしんセンターについては38・39ページを参照ください。

《申請に必要なもの》

- 要介護・要支援認定申請書（担当窓口にあります）
- 介護保険被保険者証
- 健康保険に加入していることを証する書類
- マイナンバーと本人確認ができるもの



② 要介護認定の調査・判定

■ 訪問調査（一次判定）

市の職員や市から委託された事業所の調査員（ケアマネジャー等）がご自宅を訪問し、本人や家族から、心身の状態について「聞き取り調査」を行います。全国共通の調査票を用いて、概況調査、基本調査、特記事項の記入により行われます。

調査票の結果はコンピュータで処理され、「どれくらいのサービスが必要か」の指標となる「要介護状態区分」が示されます。

《基本調査項目》

- | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 身体機能・起居動作 <input type="checkbox"/> 麻痺（まひ）等 <input type="checkbox"/> 拘縮（関節の動く範囲の制限） <input type="checkbox"/> 寝返り <input type="checkbox"/> 起き上がり <input type="checkbox"/> 座位保持 <input type="checkbox"/> 両足での立位保持 <input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> 立ち上がり <input type="checkbox"/> 片足での立位 <input type="checkbox"/> 洗身・つめ切り <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生活機能 <input type="checkbox"/> 移乗（いす等へ乗り移り） <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> えん下（食物の飲み込み） <input type="checkbox"/> 食事摂取 <input type="checkbox"/> 排尿・排便 <input type="checkbox"/> 口腔清潔・洗顔・整髪 <input type="checkbox"/> 衣服着脱 <input type="checkbox"/> 外出頻度 ● 認知機能、精神・行動障害 <input type="checkbox"/> 意思の伝達 <input type="checkbox"/> 記憶・理解 <input type="checkbox"/> 精神・行動障害 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会生活への適応 <input type="checkbox"/> 薬の内服 <input type="checkbox"/> 金銭の管理 <input type="checkbox"/> 日常の意思決定 <input type="checkbox"/> 集団への不適応 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 簡単な調理 ● 過去14日間に受けた特別な医療 ● 日常生活自立度 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■ 審査・判定（二次判定）

コンピュータ判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに、「**介護認定審査会**」で審査を行い、「どのくらいの介護が必要か（要介護状態区分）」を判定します。

③ 認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護保険の対象とならない「**非該当（自立）**」、介護予防が必要な「**要支援1・2**」、介護が必要な「**要介護1～5**」の区分に分けて認定が行われ、要介護状態区分や認定の有効期間などが記載された**認定結果通知書**と**介護保険被保険者証、介護保険負担割合証**が届きます。

要介護状態区分	受けられるサービス	サービスの内容	参照
<ul style="list-style-type: none"> 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 	介護保険の介護サービス（介護給付）	介護の必要性が高い方を対象に、住みなれたまちや家で自立した生活が送れるよう支援するため、状態の改善・悪化防止を目的に提供するサービスです。	手続きは →10ページ サービスは →12ページ
<ul style="list-style-type: none"> 要支援1 要支援2 	介護保険の介護予防サービス（予防給付）	要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い方などに提供するサービスです。	手続きは →10ページ サービスは →16ページ
非該当（自立）	市が行う介護予防事業（地域支援事業）	介護（介護予防）保険の対象者にはありませんが、生活機能の低下している方や、将来的に介護が必要となる可能性が高い方が市の事業を受けられます。	手続きは →10ページ サービスは →22ページ

要介護認定の更新手続きについて

要介護認定には、有効期限があります。介護保険サービスを引き続き利用した場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に更新手続きを行ってください（有効期間は、介護保険証に記載されています）。

〔有効期間〕

●初めての申請の場合	原則6か月（最長12か月）
●区分変更申請の場合	原則6か月（最長12か月）
●更新の場合	原則12か月（最長48か月）

※認定審査会において、身体状況（安定度）を判断し、期間延長されます。

4 サービスの利用（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ）

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」利用するかを決めるサービス計画のことで、ケアマネジャーがその手助けをします。

用語解説▶居宅介護支援事業者

利用者と必要なサービスについて、相談・調整を行う役割を担います。利用者ご本人で事業者をえらぶこととなります。

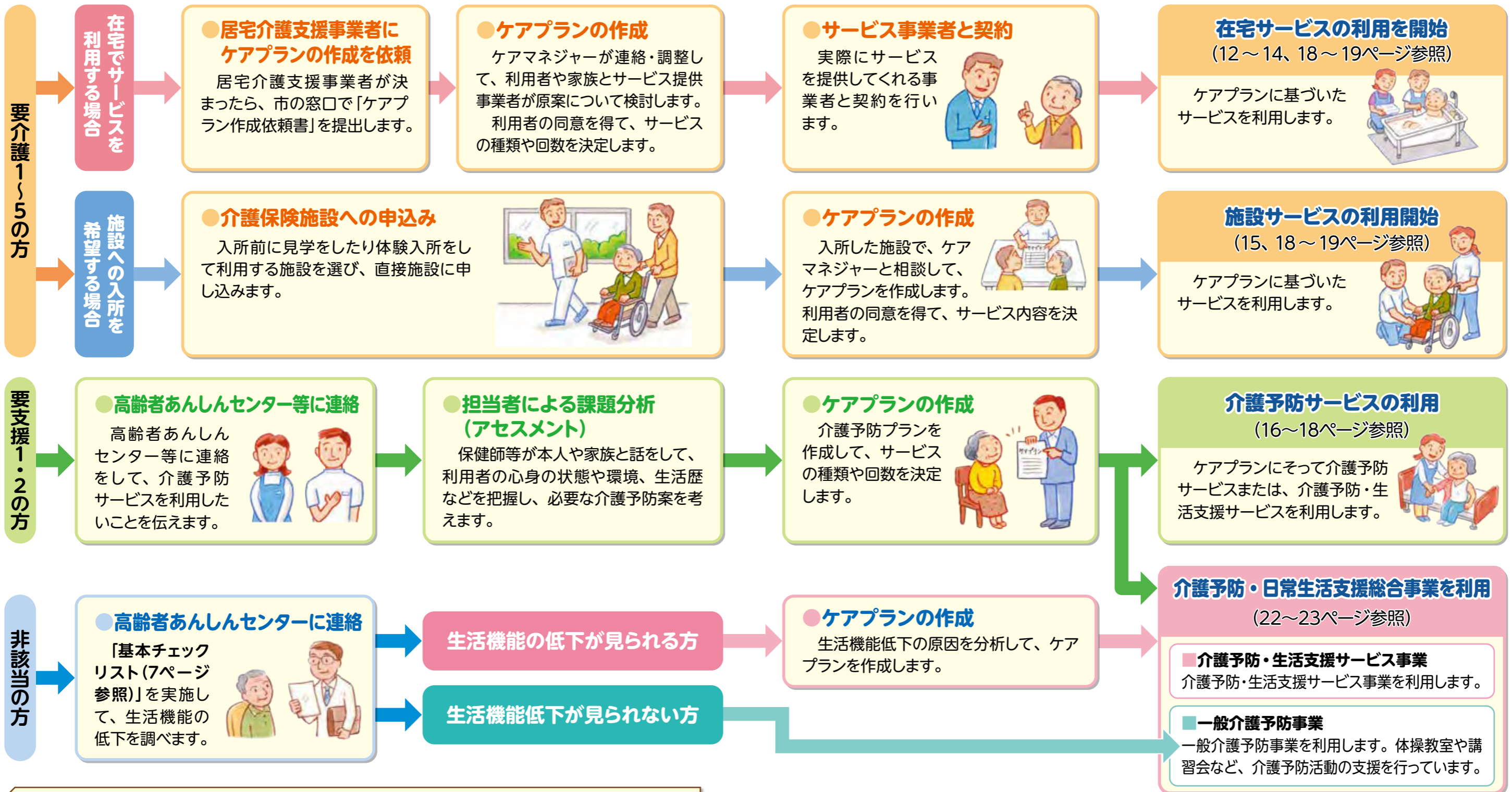
◎サービス事業者を探すには

- ・高齢者安心センターに相談する
- ・ケアマネジャーに相談する
- ・市のウェブサイトを探す
- ・介護サービス情報公表システム（厚労省）で探す

市ウェブサイトは
こちらから▼



介護サービス情報公表システム
はこちらから▼



用語解説▶高齢者あんしんセンター

各地区に設置されており、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。(38ページ参照)

利用できるサービス

要介護1～5の方

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

◆在宅で受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



●サービス費用のめやす

■身体介護(20分以上30分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,440円	244円

■生活援助(20分以上45分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	1,790円	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	970円	97円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

🚫以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ✕ 本人以外の家族のための家事
- ✕ 草むしりや花木の手入れ
- ✕ ペットの世話
- ✕ 洗車
- ✕ 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	12,660円	1,266円

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,080円	308円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,140円	314円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	2,660円	266円

◆施設に通って受けるサービス

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,150円	515円

※支給限度額の対象外です。

通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(所要時間7時間以上8時間未満)

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,620円	762円
要介護2	9,030円	903円
要介護3	10,460円	1,046円
要介護4	12,150円	1,215円
要介護5	13,790円	1,379円

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。

●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,640円	864円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,710円	971円

◆施設入居者が受けるサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,420円	542円
要介護2	6,090円	609円
要介護3	6,790円	679円
要介護4	7,440円	744円
要介護5	8,130円	813円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

共生型サービスとは?

「共生型サービス」は、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象となった場合でも、これまでと同じ事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に受けられるようにするために設けられた制度です。障害のある方が65歳以上になっても、引き続き同じ施設でサービスを受けられます。

要介護1～5の方 介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。

《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護3	7,320円	732円
要介護4	8,020円	802円
要介護5	8,710円	871円

《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,930円	793円
要介護2	8,430円	843円
要介護3	9,080円	908円
要介護4	9,610円	961円
要介護5	10,120円	1,012円

《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす

多床室の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,330円	833円
要介護2	9,430円	943円
要介護3	11,820円	1,182円
要介護4	12,830円	1,283円
要介護5	13,750円	1,375円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆在宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,560円	856円

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,980円	298円

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,030円	303円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,560円	256円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	22,680円	2,268円
要支援2	42,280円	4,228円

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,790円	579円
要支援2	7,260円	726円

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,830円	183円
要支援2	3,130円	313円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

地域密着型サービス

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	8,610円	861円
要支援2	9,610円	961円
要介護1	9,940円	994円
要介護2	11,020円	1,102円
要介護3	12,100円	1,210円
要介護4	13,190円	1,319円
要介護5	14,270円	1,427円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援2	7,610円	761円
要介護1	7,650円	765円
要介護2	8,010円	801円
要介護3	8,240円	824円
要介護4	8,410円	841円
要介護5	8,590円	859円

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	34,500円	3,450円
要支援2	69,720円	6,972円
要介護1	104,580円	10,458円
要介護2	153,700円	15,370円
要介護3	223,590円	22,359円
要介護4	246,770円	24,677円
要介護5	272,090円	27,209円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	124,470円	12,447円
要介護2	174,150円	17,415円
要介護3	244,810円	24,481円
要介護4	277,660円	27,766円
要介護5	314,080円	31,408円

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	9,890円	989円

■定期巡回サービス(1回につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	3,720円	372円

■随時訪問サービス(1回につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1～5	5,670円	567円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす

多床室の場合(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,000円	600円
要介護2	6,710円	671円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,170円	817円
要介護5	8,870円	887円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

※「夜間対応型訪問介護」は、令和8年4月1日現在、郡山市内に事業所はありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	79,460円	7,946円
要介護2	124,130円	12,413円
要介護3	189,480円	18,948円
要介護4	233,580円	23,358円
要介護5	282,980円	28,298円

地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,460円	546円
要介護2	6,140円	614円
要介護3	6,850円	685円
要介護4	7,500円	750円
要介護5	8,200円	820円

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

(7時間以上8時間未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,530円	753円
要介護2	8,900円	890円
要介護3	10,320円	1,032円
要介護4	11,720円	1,172円
要介護5	13,120円	1,312円

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

用具の種類によりレンタル費用の1割~3割が利用者負担となります。



対象となる用具

○=利用できる ×=原則として利用できない

△=尿のみを吸引するものはできる

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×*	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○

*医学的所見に基づき、ケアマネジャー等が必要と判断した場合には、貸与が可能となる場合がありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

●利用者負担について

用具の種類により購入費の1割~3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険担当窓口申請することで、10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割~9割)が、あとから支給されます。



対象となる用具

- 腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器 ●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

★下記の福祉用具については、利用者が貸与するか購入するかを選択することができます。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割~3割を利用者が負担します。

※被保険者証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

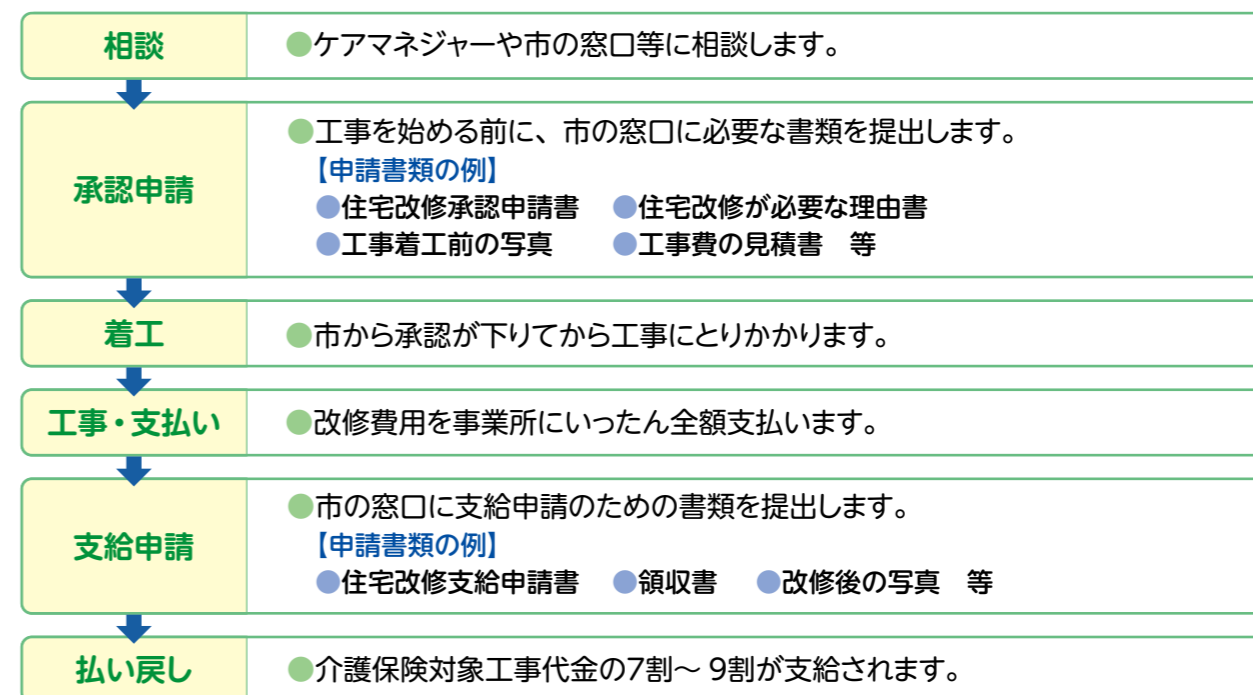
※引っ越しをした場合や介護の必要な段階が3段階以上(制度上、要支援2と要介護1は同じ段階と見なします。)上がった場合、再度支給を受けることができます。(1回のみ適用)

介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りをとりましょう。より適切な改修を選択できます。

●手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2、事業対象者向けのホームヘルプサービス、デイサービスを行う介護予防・生活支援サービス事業と、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業があります。

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

- 対象者**
- ①要支援1・2の認定を受けた方
 - ②事業対象者の確認を受けた方
(65歳以上の第1号被保険者のみが対象)

サービス内容

●訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

利用者自ら行うことが困難な行為について、自宅でホームヘルパーによるサービスが利用できます。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者
週1回程度の利用 11,760円(1,176円)



●通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）

通所介護施設で、日常生活上の支援や、介護予防を目的とした機能訓練、レクリエーション等のサービスを日帰りで利用できます。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者
17,980円(1,798円)～36,210円(3,621円)

●訪問型サービス（基準緩和サービス）

有資格者以外の者も提供が可能な、日常の掃除、洗濯などの家事支援のサービスを行います。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者
週1回程度の利用 8,230円(823円)

●通所型サービス（基準緩和サービス）

体操、レクリエーション、趣味活動などのミニデイサービスを比較的短時間で利用します。

●サービス費用のめやす

(1か月につき) ()内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者
週1回程度の利用 12,590円(1,259円)

●訪問型サービス・活動B

住民ボランティア等が主体となり、掃除、草むしり、ごみ出しや外出同行等の軽度な生活支援を行うサービスが利用できます。

●サービス費用

サービス団体による

●訪問型サービス（短期集中訪問型サービス）

訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）や、通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の利用が困難な方に対し、保健師及び看護師等が対象者の居宅を訪問し、個別による相談や指導を実施します。

●サービス費用

無料

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手として参加し、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。



対象者 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方

事業内容の例

●介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を要する方を把握して、介護予防活動へつなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

●地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

●一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画における目標値の達成状況等を検証して、一般介護予防事業の評価を行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場（いきいき百歳体操など）や訪問指導などで、リハビリテーション専門職等による助言等を実施します。



一般介護予防事業



利用できるサービス

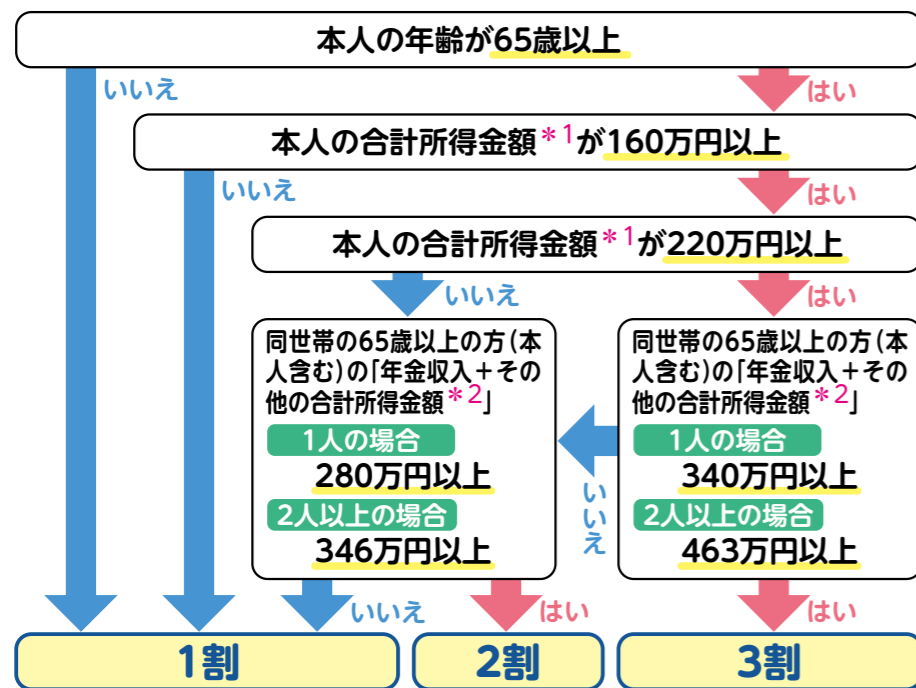
介護予防・生活支援サービス事業

利用できるサービス

利用者負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、**かかった費用の1割～3割**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

負担割合の判定方法



***1 合計所得金額**
収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額で、かつ基礎控除、人的控除の所得控除をする前の金額。土地売却等にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額

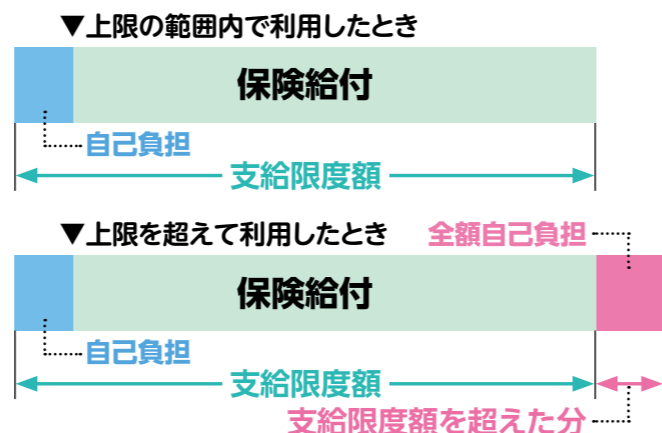
***2 その他の合計所得金額**
上記の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額(支給限度額)が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



左記の支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具販売
 - ◆住宅改修費
 - ◆居宅療養管理指導
 - ◆特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - ◆認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - ◆地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

《対象施設およびサービス》

- 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)の食費と居住費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の食費と居住費

《基準費用額(1日あたり)》

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円*
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,066円	1,728円	1,728円	室料を徴収する場合 697円 室料を徴収しない場合 437円	1,445円*

*令和8年8月からは1,545円になります。

用語解説▶居室の種類

- ユニット型個室 …… リビングルーム(共同生活室)がある個室
- ユニット型個室的多床室 …… 間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室 …… 共同生活室のない個室
- 多床室 …… 一つの部屋に多人数が入所する居室



●利用者負担の軽減について

■所得の低い方は利用者負担軽減制度があります

《負担限度額認定》

申請が
必要です!

所得の低い方は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用するときの食費・居住費について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります（負担限度額認定）。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合、対象外となります。

- 申請書、同意書（市区町村の介護保険担当窓口にあります）
- 本人、配偶者の預貯金などの金額を確認できるもの

申請に
必要なもの

預貯金などに含まれるもの	確認できるもの
預貯金（普通・定期）	記帳した通帳の写しなど
有価証券（株式、国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積み立て購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
タンス預金（現金）	自己申告（申請書に記載）
負債	借用証書など

※生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品などは預貯金等に含まれません。

（日額）

利用者負担段階	対象条件		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額*3
	所得など	預貯金など*1	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*2	多床室	
第1段階	生活保護受給者	なし	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円					
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額	80万9,000円以下	880円	550円	480円 (550円)	430円	600円 (390円)
第3段階①		80万9,000円超 120万円以下	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,000円 (650円)
第3段階②		120万円超	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,300円 (1,360円)

令和8年8月から

（日額）

利用者負担段階	対象条件		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額*3
	所得など	預貯金など*1	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*2	多床室	
第1段階	生活保護受給者	なし	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円					
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額	82万6,500円以下	880円	550円	480円 (550円)	430円	600円 (390円)
第3段階①		82万6,500円超 120万円以下	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,030円 (680円)
第3段階②		120万円超	1,470円	1,470円	980円 (1,470円)	430円 530円*4	1,360円 (1,420円)

*1 第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合は単身:1,000万円、夫婦:2,000万円

*2 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）を利用した場合は（ ）内の金額となります。

*3 介護保険施設を利用した場合は（ ）内の金額となります。

*4 室料を徴収する場合

注1 配偶者や内縁関係の人は世帯分離しても含みます。

注2 合計所得金額は地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

注3 年金収入は課税年金、非課税年金の収入の合計です。

《社会福祉法人等の行う負担軽減》

申請が
必要です!

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する場合、あらかじめ申請して認定を受けることにより、利用者負担が軽減されることがあります。

条件、申請方法等の詳細は市区町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

自己負担が高額になったとき

●1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※市（介護保険課または行政センター）の窓口で「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を提出してください。
※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《自己負担の上限額（1か月）》

対象者	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯の全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が*809,000円以下の方等	24,600円 (個人の場合は15,000円)
世帯の全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が*809,000円を超える方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
課税所得380万円未満の世帯の方	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方	93,000円
課税所得690万円以上の世帯の方	140,100円

*8月から809,000円は826,500円になります。

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

区分	70歳未満の方	区分	70歳以上の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*	56万円
住民税非課税世帯	34万円	住民税非課税世帯	31万円
		住民税非課税世帯（所得が一定以下）	19万円

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

介護保険料について

みんなで制度を支え合う、大切な財源です

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

郡山市の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者負担分を除く)のうち、第1号被保険者の負担する割合(介護保険給付費総額の23%になります)に応じて基準額が決まります。第九次介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度)の保険料は下記のとおりです。

決め方

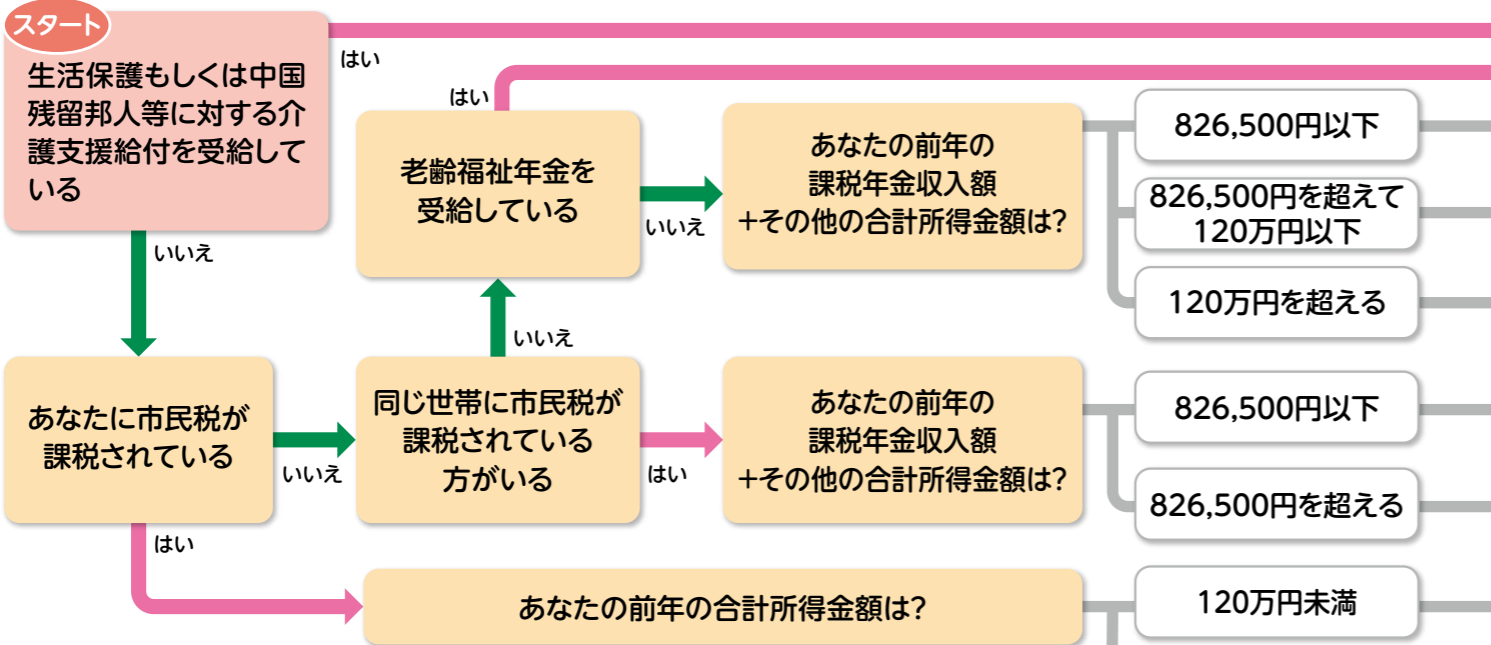
基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。



保険料基準額
(年額)

$$\text{郡山市の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分} \div \text{郡山市の第1号被保険者数}$$

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》



- 世帯については、原則として4月1日時点での住民票の世帯となります。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や、年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。
- 「課税年金収入額」は、公的年金(障害年金や遺族年金等の非課税年金は除く)の受給額となります。
- 「合計所得金額」は、地方税法の合計所得金額から土地などの長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除を控除した額となります(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。
- 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額となります。なお、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得(給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用を受けている方は、所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は、0円とします)。
- 年度の途中で65歳になった方や転入された方などの保険料額は月割計算となります。

令和8年度の介護保険料算定の特例措置

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられました。一方、介護保険制度は計画期間中の保険料収入を見込んで運営しているため、保険料収入の減少による影響を防ぐ目的で介護保険法施行令が改正されました。このため、令和8年度の介護保険料算定において、給与等の収入金額が55万1千円以上190万円未満の方は、税制改正前の所得基準で算定となり、市民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなされる場合があります。詳しくは郡山市ウェブサイトをご覧ください。



▲郡山市ウェブサイト
介護保険の保険料

段階	対象となる方		年間保険料
第1段階 (基準額×0.285)	生活保護もしくは中国残留邦人等に対する介護支援給付を受給している方		年額 21,550円 (月額1,796円)
	本人が市民税非課税	老齢福祉年金受給の方	
		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	
第2段階 (基準額×0.485)	本人が市民税非課税	826,500円以下の方	年額 36,670円 (月額3,056円)
		826,500円を超えて120万円以下の方	
第3段階 (基準額×0.685)	本人が市民税非課税	120万円を超える方	年額 51,790円 (月額4,316円)
第4段階 (基準額×0.85)		本人が市民税課税	826,500円以下の方
第5段階 (基準額)	本人が市民税課税		826,500円を超える方
第6段階 (基準額×1.2)		本人が市民税課税	120万円未満の方
第7段階 (基準額×1.3)	120万円以上210万円未満の方		年額 98,280円 (月額8,190円)
第8段階 (基準額×1.5)	210万円以上320万円未満の方		年額 113,400円 (月額9,450円)
第9段階 (基準額×1.7)	320万円以上420万円未満の方		年額 128,520円 (月額10,710円)
第10段階 (基準額×1.9)	420万円以上520万円未満の方		年額 143,640円 (月額11,970円)
第11段階 (基準額×2.1)	520万円以上620万円未満の方		年額 158,760円 (月額13,230円)
第12段階 (基準額×2.3)	620万円以上720万円未満の方		年額 173,880円 (月額14,490円)
第13段階 (基準額×2.4)	720万円以上の方		年額 181,440円 (月額15,120円)

※第1段階から第3段階の方の保険料については、公費を投入して本来の負担割合から軽減しています。
※第1段階と第2段階及び第4段階と第5段階を区分する金額が変更になりました(令和6年度800,000円→令和7年度809,000円→令和8年度826,500円)。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

納め方 納め方は受給している年金の額によって、2通りに分かります。法令に定められており、本人が選択することはできません。

《特別徴収》

年金が年額18万円以上の方 → 年金から差し引かれます

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。原則として、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料が差し引かれます(仮徴収)。

10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。

「特別徴収」の方でも、一時的に「普通徴収」となり、納付書で納めていただく場合があります。

- 年度途中で65歳になって間もない方
- 年度途中で他の市区町村から転入して間もない方
- 保険料が減額となった方
- 年金が一時差し止めとなった方 など

原則、特別徴収対象となった月の半年～1年後から差し引かれますので、それまでは納付書で納めていただけます。

- 年度途中で保険料が増額になった方

増額分を納付書で納めていただけます。

《普通徴収》

年金が年額18万円未満の方 → 納付書で各自納めていただきます

送付される納入通知書の納期にしたがって、郡山市に個別に介護保険料を納めていただきます。金融機関やコンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンアプリやクレジットカードなどでの納付もできます。

納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預貯金通帳
- 通帳の届け出印

※お申し込みから開始まで40日程度かかります。



介護保険料は社会保険料控除の対象になります。
必要な方は、以下の書類を申告資料としてご利用ください。

- 特別徴収(年金天引)の方 … 1月中に年金保険者から送付される「源泉徴収票」
- 普通徴収(納付書)の方 …… 納付した際に発行された「領収書」
- 普通徴収(口座振替)の方 … 1月下旬に郡山市から送付される「納付額通知書」

※通知等をなくされた場合は、介護保険課で「介護保険料納付証明書」を発行します。

※1月から12月に納付された保険料が対象となります。

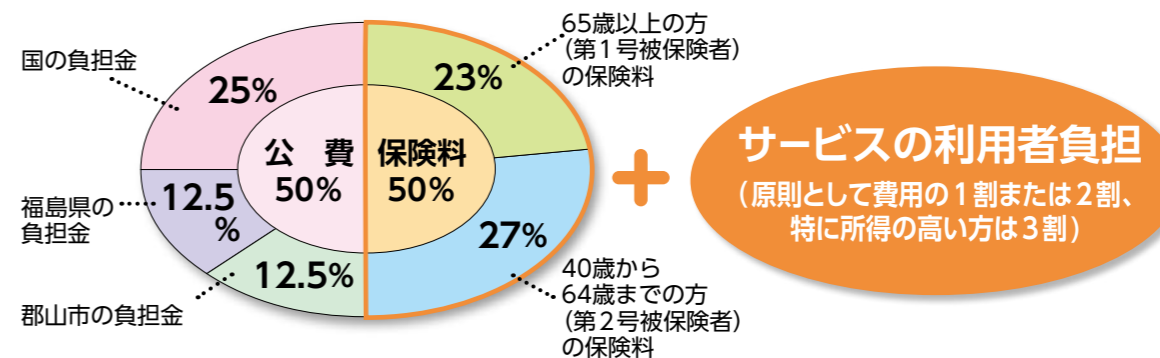
40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料

医療保険	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	郡山市の国民健康保険税の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。	国民健康保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。
職場の医療保険に加入している方	加入している医療保険の算定方法にもとづいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、給与及び賞与から差し引かれます。

※詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や福島県・郡山市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると…

保険料を滞納すると、延滞金が発生するほか、滞納処分(財産の差押など)を受ける場合があります。納期限までに保険料の納付が困難な場合には早めにご相談ください。なお、滞納していた期間に応じて次のような措置が取られます。

1年以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分(費用の9割～7割)が支払われます。
- [被保険者証に記載されます]



1年6か月以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上滞納すると…

自己負担の割合が1・2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費(27ページ参照)が受けられなくなります。

[被保険者証に記載されます]



保険料の減免について

第1号被保険者の保険料については、次のような場合には減免制度があります。詳しい要件や申請方法などは介護保険課にお問い合わせください。

- 保険料の所得段階が第2段階または3段階の場合で生活困窮のため保険料を納めるのが困難なとき
- 在監(刑務所などに入所)期間があるとき
- 居住する家屋などが災害にあった場合や、特別な事情で一時的に収入が減少し保険料を納めるのが困難なとき

その他の介護予防・生活支援サービス

高齢者の方が住み慣れた地域社会の中で健康で生きがいを持ち、生活し続けられるよう、高齢者の介護予防・生活支援を目的として、次のようなサービスを実施しています。**サービスを利用するときは、事前の申請が必要です。**

1 高齢者健康長寿サポート事業 (健康長寿課)

年度内満70歳以上の方に、健康増進や社会参加の促進を図るため、下記の助成内容に使用できる利用券を交付します。(年度内満70歳の方は誕生日前でも申請可)

助成額	70歳~74歳まで 500円の利用券を、年間10枚を限度として助成 75歳以上 500円の利用券を、年間20枚を限度として助成
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> 市指定のはり・きゅう・マッサージ等の施術料 市指定の市内の温泉等の日帰り入浴または宿泊料金 郡山しんきん開成山プール及び郡山ユラックス熱海内温水プールのプール使用料金 福島交通IC乗車券への入金等(75歳以上のみ) 郡山地区ハイヤー・タクシー協同組合に加盟する市内(タクシー)各社及び市指定の福祉限定タクシー事業者の利用料金(75歳以上のみ) けんしん郡山文化センター主催のコンサート等の入場料 まるごとけんこう財団の健康づくり事業の参加料(健康診査以外) <small>※利用は本人のみで、再発行は不可 ※1回の使用枚数に上限はありません。</small>



2 高齢者にやさしい住まいづくり助成 (健康長寿課)

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、手すりの取付けや段差の解消など軽易な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を助成します。

対象者	65歳以上の在宅の市民税非課税または市民税が均等割のみ課税の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方(現に居住する住宅が過去に住宅改修の助成を利用したことがなく、本人及び生計中心者が市税等を完納している。)
助成額	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び世帯員全員が市民税非課税の方は、改修工事費の9/10の額で18万円を限度に助成 本人が市民税非課税で、世帯員が市民税課税の方は、改修工事費の5/10の額で10万円を限度に助成 本人が市民税均等割のみ課税されている方は、改修工事費の4/10の額で8万円を限度に助成
対象工事	<p>手すりの取付、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の変更、和式から洋式便器への取替</p> <p>※申請には、高齢者あんしんセンター相談員が作成する「住宅改修意見書」が必要となります。ご利用を希望される方は、工事を行う前に地区担当の高齢者あんしんセンターにご相談ください。</p>



3 高齢者補聴器購入費助成事業 (健康長寿課)

加齢等により聴力が低下し、日常生活やコミュニケーションに支障をきたしている中等度難聴の高齢者の方が、補聴器を購入する際の一部の費用を助成します。

対象者	65歳以上の市民で以下の要件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯の方で、市税等に滞納がないこと 両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、耳鼻科の医師が補聴器の装用を必要と認める方 聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象にならないこと
助成額	補聴器本体購入費用の1/2以内の額で3万円を限度に助成

4 いきいきデイクラブ (地域包括ケア推進課)

家への閉じこもり防止や心身機能の維持向上を図るため、昼間、老人福祉センターや地域交流センターなどで食事の提供やレクリエーションなどを行います。

対象者	事業対象者・要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者で、日常生活が自立している方
利用料	1回(4時間程度)当たり1,200円
サービス提供場所	<ul style="list-style-type: none"> ●中央老人福祉センター(総合福祉センター) ●逢瀬荘 ●サニー・ランド湖南 ●熱海地区の公民館 ●日和田、三穂田、中田、西田、喜久田、田村の各地域交流センター



5 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 (地域包括ケア推進課)

寝たきりまたは認知症高齢者を介護している60歳以上の方に、健康保持・疲労回復を図るため、施術費の一部を助成します。

対象者	<p>以下のような要援護高齢者の方を同居で介護している60歳以上(年度内に60歳に達する方を含む)の方</p> <p>要援護高齢者の方</p> <p>市内に住所を有する、65歳以上の在宅の方で、要介護1以上の認定を受けた方のうち、要介護認定調査の結果または主治医の意見書において次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準によりランクBまたはランクCと判定され、今後もその状態が継続すると認められる方 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準によりランクⅢa、Ⅲb、ⅣまたはMと判定され、今後もその状態が継続すると認められる方
助成額	年間12,000円の範囲内(1,000円×12枚以内) ※1回につき2枚まで使用可
対象施術	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師などのうち、市が指定した者が行う施術

6 日常生活用品の給付

(地域包括ケア推進課)

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の在宅高齢者等に介護用品給付券を支給し、紙おむつなどの介護用品の購入費用を助成します。

申請の際は、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員による証明を受ける必要があります。なお、介護用品給付券と家族介護用品給付券との併用はできません。

種類	内容	対象者
介護用品給付券	1枚 3,000円分 (年額36,000円を限度として助成)	介護保険の要介護1～5に認定されていて、かつ市民税が非課税の方
家族介護用品給付券	1枚 6,000円分 (年額72,000円を限度として助成)	要介護4・5に認定された高齢者を介護していて、かつ同居者全員の市民税が非課税の方

※月1枚まで使用可

7 緊急通報装置の貸与

(地域包括ケア推進課)

65歳以上の心身に支障がある一人暮らしの高齢者や、一方が介護の必要な状態となっている高齢者のみの世帯に、緊急時に受信センターへ通報ができる機器等を貸し出します。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	同一敷地内、またはその隣接地に、二親等以内の親族がいない方で、次に掲げる(1)または(2)に該当する方 (1)心身に支障がある一人暮らしの高齢者 (2)高齢者世帯のうち、一方が要介護または要支援認定を受けた世帯
貸与機器	以下のどちらかを貸与します。併用はできません。 ①緊急通報装置本体、無線ペンダント、火災センサー、安否確認センサー ②見守り電球
利用料	無料 ※通信料・電気料金は自己負担



8 寝具洗濯乾燥サービス

(地域包括ケア推進課)

在宅で体が不自由な高齢者及び寝たきり高齢者に対し、布団の洗濯、乾燥消毒等のサービスを行います。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、心身の障がい等により寝具類の衛生管理が困難な方
助成品目	掛布団・敷布団・毛布のみ
助成額	3,500円の利用券を年1回交付 ※超過分は自己負担



9 訪問理美容サービス

(地域包括ケア推進課)

理容店や美容室に出向くことが困難な寝たきり高齢者等に対し、自宅でこれらのサービスが受けられるよう、理容師、美容師の訪問出張にかかる費用を助成します。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	65歳以上の在宅の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、心身の障がい等により理容店、美容室に出向くことが困難な高齢者
助成額	訪問出張にかかる経費 (1回1,500円の利用券を年4枚を限度として助成)



10 高齢者在宅生活支援

(地域包括ケア推進課)

住み慣れた自宅で生活を継続することができるよう、日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、その支援に係る費用の一部を助成します。

対象者	75歳以上の在宅の高齢者で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方 ※同一敷地内に65歳未満の親族が居住している場合は、対象外となります。
利用料	1回1,200円(1時間) 【利用券1枚600円、利用者負担金600円】
助成額	1枚600円の利用券を、年12枚を限度として交付
支援内容	支援できるのは下記の軽易な手作業に限ります。 ①清掃作業(住居内外の手入れ、整理・整頓)、庭の除草(草の処分を除く。) ②その他家事支援(食料品等生活必需品の買い物、電球の交換、その他住居内の軽易な作業) ※事業対象者、要支援、要介護認定を受けている方は、介護保険法で定めるホームヘルプサービス以外の支援作業にご利用いただけます。

11 配食サービス

(地域包括ケア推進課)

在宅の栄養改善の必要がある高齢者及び寝たきり高齢者などに対して、栄養状態の改善と安否確認を目的として、昼食の宅配を行います。申請の際には、担当のケアマネジャーまたはお住まいの地区の高齢者あんしんセンターにご相談ください。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、食事の調理が困難な方
利用料	1食当たり450円



12 介護マーク普及事業

(地域包括ケア推進課)

介護者が、安心して要介護者の介護をすることができる環境を整備するとともに、介護者を温かく見守り、要介護者を地域で支え合う社会づくりを推進するため、介護マークを交付します。

対象者	郡山市に住所を有する40歳以上で介護保険の要介護認定等を受けている方を介護している方
利用料	無料



13 要援護者ごみ戸別収集事業

(地域包括ケア推進課)

自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方に対し、市がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行います。

対象者	自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方で、次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯の方 ・要介護1～5の方 ・身体障害者手帳(視覚または肢体不自由)1～2級の方 ・精神障がい1級の方 ・療育手帳Aの方 ・その他特に必要性が認められる方
収集方法	「燃やしてよいごみ」「燃えないごみ」「資源物」を、月～金のうち週1回、市の指定する曜日に収集します。
利用料	無料(ごみを入れる容器は、利用者に用意していただきます。)

高齢者のための健康づくり教室について

高齢者の方々がいつまでも元気で自分らしい生活を続けていくための「**高齢者のための健康づくり教室**」を開催します。積極的に参加し、健康づくりをこころがけましょう。

運動機能の向上に関する教室

認知症予防に関する教室

介護予防全般に関する教室

栄養と口腔に関する教室

聞こえと物忘れに関する教室

※「広報こおりやま」等で日程等お知らせしています。

また、地区の要望に応じ開催できる市政きらめき出前講座もご利用ください。

講座名 **いきいき健康長寿大作戦!** 内容 **介護予防について(内容は、ご相談ください。)**

認知症の方とご家族を支える事業について

認知症の方やそのご家族が、安心して住み慣れた自宅で生活することができるよう、その在宅生活を支える事業を行っています。

1 認知症高齢者等家族支援

(地域包括ケア推進課)

● 位置情報探索機器の貸与

対象者	認知症高齢者等を介護している家族の方
支援内容	認知症高齢者等を介護している家族に対して、人工衛星探索システム(GPS)により、認知症高齢者等の所在が確認できる機器を貸し出します。
利用料	位置情報提供料 ● 電話…1回当たり200円(税別) ● インターネット(パソコン・携帯電話利用)の場合…無料 ※ 駆けつけサービスを利用する場合は、別途利用料が生じます。

● QRコードの配付

対象者	認知症高齢者等を介護している家族の方
支援内容	認知症高齢者等が行方不明となった際に、スマートフォン等で読み取ることにより緊急連絡先等が確認できる、衣服等に貼り付けられるQRコードを配付します。
利用料	QRコード ● QRコード1セット(シールタイプのもとは布製のものを)を無料で配付(QRコードを追加で希望する場合は、利用者負担となります。)

● 認知症高齢者SOS見守りネットワーク

対象者	認知症等で行方不明となる可能性のある高齢者等
支援内容	事前に登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関、事業所が協力し、速やかに保護します。

2 つながる(認知症支援ガイド)

認知症の方だけでなく、そのご家族や周囲の方々も安心して暮らせるよう、認知症に関する相談先などの情報をご紹介します。



3 認知症地域支援推進員

認知症の方への、状態に応じた適切なサービス提供のため、関係機関との連携支援や、地域における支援体制をつくる役割を担います。高齢者あんしんセンターに配置しています。

4 認知症カフェ(オレンジカフェ)

認知症の方とその介護者の方の交流を図り、相談に対応するなど、認知症の方と介護者の方を支援するカフェです。地域の方など、どなたでも利用できます。

5 認知症初期集中支援チーム

認知症の方、またはその疑いのある方のお宅を訪問し、認知症についての心配ごとやお困りごとをお聞きし、ご本人やご家族の状況に合わせた病院の受診やサービス利用、ご家族の介護負担軽減等の支援を行います。

6 認知症サポーター養成講座

認知症についての知識や具体的な対応等を広く市民の皆様にご覧いただくための講座です。認知症の方や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を増やし、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。

7 希望をかなえるヘルプカード

認知症になっても社会参加を続けられるよう、日常生活で困った際に必要な支援内容などを周囲に知らせるためのヘルプカードの配付を行っています。



認知症に関する相談・お問い合わせは

郡山市地域包括ケア推進課 (☎ 924-3561)

または、市内各高齢者あんしんセンター(P39 連絡先参照)まで

高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター)のご案内

高齢者あんしんセンターは、介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えるための拠点です。

高齢者のみなさんの生活を支援します

総合相談支援業務

相談や悩みにお応えします

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。



介護予防ケアマネジメント業務

自立して暮らせるよう支援します

高齢者のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。



権利擁護業務

虐待の不安などから権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。



包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。



要支援や要介護の認定を受けていない方も利用できます

高齢の方であれば誰でも、高齢者あんしんセンターを利用することができます。高齢者あんしんセンターでは、主に介護予防を目的として、さまざまな情報の提供や支援を行っています。ほかにも、地域の実情に合わせて取り組みを進めていますので、なんでもお気軽にお問い合わせください。

高齢者あんしんセンターに関するお問い合わせは

郡山市地域包括ケア推進課

(☎ 024-924-3561 FAX 024-934-8971)

※郡山市では、高齢者あんしんセンターの統括支援を行うため、基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置しています。

高齢者あんしんセンター担当地区



郡山市 高齢者あんしんセンター一覧

センター名	電話(024)	ファックス(024)	担当地域※	所在地
①郡山北部高齢者あんしんセンター	931-3032	927-7187	桃見台・大島	並木二丁目12-7 (いがらし内科外科クリニック内)
②郡山中央高齢者あんしんセンター	925-5858	925-5554	金透・薫・赤木・芳山	鶴見坦一丁目6-36 橋本地所鶴見坦ビル102号
③郡山南部高齢者あんしんセンター	991-5811	991-5812	橋・三中・桜・久留米	香久池一丁目18-11 (寿泉堂香久山病院敷地内)
④郡山西部高齢者あんしんセンター	923-6221	923-6228	開成・桑野の一部	島二丁目9-18 (桑野協立病院内)
⑤芳賀・小原田高齢者あんしんセンター	941-1121	954-3040	芳賀・小原田	昭和二丁目17-2
⑥富田高齢者あんしんセンター	935-0522	934-1070	富田町・希望ヶ丘・小山田・桑野の一部	字上亀田1-1 (郡山市医療介護病院内)
⑦大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター	962-3945	962-3901	大槻町・逢瀬町	大槻町字西勝ノ木5-1 (特別養護老人ホームおつぎ内)
⑧大成・大槻東高齢者あんしんセンター	962-7013	962-7014	大成・大槻東	鳴神三丁目110 (郡山整形外科内)
⑨安積高齢者あんしんセンター	946-9088	946-9089	安積町	安積町笹川字経担45 (あさかホスピタル内)
⑩三穂田高齢者あんしんセンター	946-1527	954-3800	三穂田町	安積町成田字漆山50 (あさかの杜クリニック敷地内)
⑪片平・喜久田高齢者あんしんセンター	962-0354	951-0767	片平町・喜久田町	片平町字妙見館1-1 (特別養護老人ホーム星ヶ丘ホーム内)
⑫日和田・西田高齢者あんしんセンター	958-6878	958-6323	日和田町・西田町	日和田町梅沢字丹波山3-2 (総合南東北福祉センター内)
⑬富久山高齢者あんしんセンター	934-5340	934-5536	富久山町	八山田七丁目136 (介護老人保健施設ゴールドメディア内)
⑭湖南高齢者あんしんセンター	992-0291	992-0292	湖南町	湖南町舟津字小磯5112-1 (ケアハウスグリーンライフ小磯内)
⑮熱海高齢者あんしんセンター	984-6868	984-3107	熱海町	熱海町熱海五丁目240 (太田熱海病院内)
⑯田村高齢者あんしんセンター	955-4013	965-1156	田村町	田村町岩作字穂多礼216-1 (介護医療院 紫泉の里敷地内)
⑰郡山東部・中田高齢者あんしんセンター	956-8200	956-6900	東部・中田町・緑ヶ丘	安原町字谷津171-1 (特別養護老人ホーム光の森の丘敷地内)

※担当地域は細分化されていますので、詳しくは、地域包括ケア推進課までお問い合わせください。

(令和8年4月1日現在)

福祉まるごと相談窓口

単独の支援機関では対応が難しい「ダブルケア」や「8050問題」、「介護離職」などの事例について、属性を問わない包括的な相談支援等を担うため、福祉まるごと相談窓口を設置しています。

区分	電話(024)	ファックス(024)	所在地
北東エリア担当	954-3211	954-3040	昭和二丁目17-2 芳賀・小原田高齢者あんしんセンター内併設
南西エリア担当	945-2778	946-9089	安積町笹川字経坦45 地域総合サポートセンターコムニタ (あさかホスピタル内)
中央・湖南・熱海担当 (郡山市保健福祉総務課)	924-3822	924-2300	朝日一丁目23-7 (郡山市保健福祉総務課内)

郡山市成年後見支援センター

成年後見制度に関する総合的な相談や利用のための支援等を行います。

電話 024-983-1557 ファックス 024-924-2954

朝日一丁目29-9(郡山市総合福祉センター内)

郡山市在宅医療・介護連携支援センター

「人生会議(ACP)」の推進や在宅医療・介護を一体的に提供するための支援を行います。

電話 024-983-3155 ファックス 024-934-1070

字上亀田1-1(郡山市医療介護病院内)

◆ 介護サービスの相談などがあるときは… ◆

介護(介護予防)サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者と話して解決するようにしましょう。

介護保険の介護サービスを利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、高齢者あんしんセンターに相談してみましょう。

●それでも改善されない場合には

介護保険課にご相談ください。また、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てることもできます。



令和8年5月発行

郡山市保健福祉部介護保険課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

●要介護認定に関すること

☎024-924-3074

☎024-934-8971

✉kaigohoken@city.koriyama.lg.jp

●その他のこと

☎024-924-3021